

人物識別における事後情報効果 ——模擬犯罪場面を用いて——

原 聰

はじめに

目撃証言は事件や事故の解決に導く重要な証拠である。しかし、目撃証言は人間の記憶に依存しているから、誤りをおかす可能性も高い。アメリカ合衆国における **Innocence Project** は、2013年3月14日現在、有罪判決を受けて服役していた303名もの囚人が、DNA鑑定などによって無実であることが判明し、放免されたことを報じている。そして、これらの誤判の約75%において目撃証言が有力な証拠として採用されていたとの統計も発表している。この事実は、目撃証言が有罪判決の重要な根拠として用いられつつも、それが誤判を生じさせる極めて危険な証拠でもあることを如実に示している。

心理学研究においても、**E. Loftus** (1979等多数) が実際の裁判事例に専門家証人として関わりながら、実験的研究を精力的に展開して目撃証言の危険性を実証してきた。**Loftus** は、凶器注目効果、事後情報効果(誤情報効果)、偽りの記憶などの心理学と裁判における主要な心理学的現象を実証的に明らかにし、これらの効果がいかに目撃証言や供述を歪めているのかに関して、膨大な研究を公表してきている。彼女の研究は実験室の手続きを用いた実証的研究であるものの、あくまでも実際の事件現場と法廷において生じている出来事を基礎として展開されており、こうした研究に対する問題意識は『**Witness for the defense**(邦題は『目撃証言』)』(1991)において具体的に語られている。本書の「誤った目撃証言によって告発され、有罪とされ、拘置され、死刑に処せられた人々に本書を捧げる」との献辞は、まさに **Loftus** の研究姿勢を表している。目撃証言研究は、単に心理学的研究としてではなく、現実の捜査や裁判の現場で有効に活用することができる研究が求められている。その意味では、いわゆる実験室実験の枠組みにとどまらず、より実際的な目的と方法を用いた研究が必要とされているともいえる。こうした研究は、実験室実験のように条件統制を十分に行うことはできないが、その代わりに、より実際場面に近い現実性を持たせることができ、現実の裁判などに用いることができるデータを提供す

ることができるだろう。

本研究の目的は、目撃体験後に与えられる誤った情報が犯人識別に与える効果、いわゆる事後情報効果（誤情報効果）に関して、より実際のな場面に近い目撃体験を用いて検討することである。実験自体は、講義において目撃証言の実際的な理解を得ることを目的として実施されたので、学術的研究というよりは、デモンストレーション実験であり、教育的理解を目指す実験報告である。したがって研究内容に関しては、オリジナリティを有しているものではない。また、実験デザインとしても、比較すべき条件群を欠くなどの欠点を有している。しかし、目撃体験において、模擬犯罪場面に臨場する手続きを採用したこと、さらに、こうした実験で予期せぬハプニングが生じたことなどから、わが国の現実の裁判において、実務家が実用的に用いることができる資料として有効な情報を提供できるものと考え、研究ノートとしてまとめることとした。

問題と目的

Loftus が事後情報効果の研究で用いている実験方法は、交通事故や模擬犯罪場面をスライドやビデオなどに記録し、それらをテレビやスクリーンに映写して実験参加者に観察させ、その後上映された映像に関する質問などを行うというものである。この方法は、目撃者の体験を形式的に模しているのであるが、実際に生じた事件や事故における目撃者の体験とは決定的に異なっているところがある。それは、実際の事件や事故の目撃者は出来事が起きた場面、まさに現場に臨場していることである。これに対して、彼女が用いている実験条件においては、目撃者は直接的に出来事に臨場してはいないのであり、あくまでもテレビやスクリーン上の出来事として、いわば傍観者的に出来事を観察しているのである。事件や事故に臨場しているということは、目撃者にとっては安全な日常性が突然に切り裂かれ、出来事から喚起される恐怖や驚きなどの情動的体験を伴う非日常的体験である。しかし、画面上で生起する事件や事故を観察することは、目撃者となる実験参加者にとって、全く危険性のない事態であり、出来事に巻き込まれたり、出来事に起因する情動的興奮もそれほど体験することはないだろう。Loftus 流の実験パラダイムは、目撃証言の基本的構造を丁寧に再現した手続きには違いないが、この出来事への臨場を欠いている。こうした実験条件は、心理学的研究においては特別に注意すべき問題とはみなせないとしても、実際の事件や事故における目撃証言の心理学的な分析や裁判における心理学的鑑定を考えるとときに、ひとつの欠点であると考えることができる。

そこで本実験においては、教室内で模擬的な窃盗事件を発生させ、ここに臨場し

た受講学生を目撃者（実験参加者）とし、写真ラインナップを用いた犯人識別について検討することを目的とした。実験自体は、心理学研究として新たな視点や結果を提供する独自性や問題提起を目指したものではなく、テレビのドキュメンタリー番組などにおいて、Loftusを始めとした心理学者が目撃証言の歪みをわかりやすく示しているものを再現したにすぎない。こうした模擬犯罪場面に臨場することが、目撃者の犯人識別に及ぼす効果を明らかにし、裁判においても使用可能なデータ蓄積を意図して本実験は計画・実施された。また、我が国における刑事捜査過程において、犯人識別手続として最も頻繁に用いられている手続は、被疑者一人の写真を呈示して目撃者に識別を求める単独面通しが採用されている。単独面通しに関しては、目撃者に対する誘導性が極めて高く、誤識別を導きやすい手続きであると指摘されている（Dysart & Lindsay, 2007）。我が国における唯一のガイドラインである『目撃供述・識別手続に関するガイドライン』（2005）においても推奨されてはいない。したがって、司法制度改革が進展しつつある中で、恐らく近い将来において目撃者による犯人識別手続も、単独面通しからラインナップへと手続き変更があるものと期待できる。こうした将来を見ずえて、ラインナップ手続きについて基本的な検討を加えておくことも本実験目的のひとつであった。

方法

実験参加者 都内 R 大学法学部学生181名

実験材料 6名の顔写真からなる写真ラインナップを2組作成し、図1、2に示しておいた。模擬犯罪場面の目撃直後に提示して犯人識別を求める図1の写真ラインナップには、犯人役学生は含まれていない、いわゆるターゲット不在ラインナップである。図2に示した1週間後に犯人識別を行う際に用いた写真ラインナップには、犯人役学生（5番）を含め、さらに異なる写真1枚を含めておいた。写真ラインナップに用いた顔写真は、背景をできる限り統一し、また服装手がかりを用いられないように、首から下を黒い布で覆って撮影したものである。いずれも、犯人役学生（大学4年次生）と年齢の近い（大学3年次生）学生の顔写真を用いた。写真は3行2列に配置して提示された。（なお、顔写真の使用及び公表については、研究目的に限定する条件で全学生から口頭で許可を得ている。）

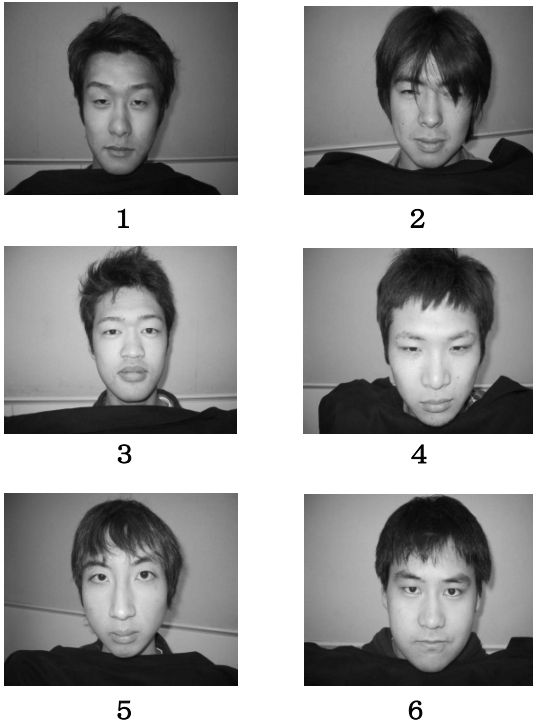


図1 直後に提示した写真ラインナップ

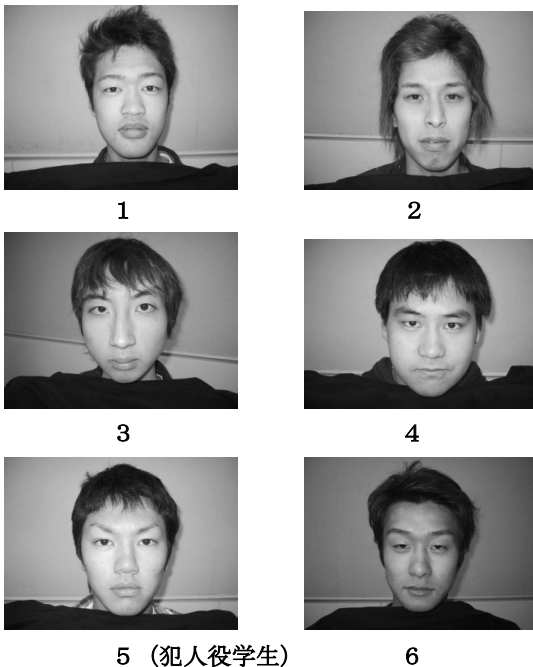


図2 1週間後に提示した写真ラインナップ

手続 実験者が担当する講義時間中（開始後40分ほど経過した後）に、あらかじめ依頼してあった犯人役学生（S 大学4年次生、図2の5番写真）が教室の教壇脇の出入り口から突然教室に入ってきた。犯人役学生は、実験参加者となる受講生に観察できるように、ゆっくりと歩き、教室全体を見渡しながらか教壇の机に近づく。実験者は、犯人役学生が教室に侵入してきたのを見て、「君は、何をしていますのですか？」と質問するが、犯人役学生は質問に答えず、教壇に近づき、教壇机の上に置いてあった実験者の皮カバンを掴み、それを抱えて走って出入り口から廊下に逃げた。実験者は「何をする！おい、待て！」と叫んで、犯人役学生を追いかけて教室外に飛び出した。1、2分後、実験者はカバンをもって教室に戻り、今起きた出来事は本当の犯罪ではなく、芝居であったことを学生たちに説明し、「犯人役を引き受けてくれた学生は、ポチャットとしていて、仲間から丸ちゃんと呼ばれるような良い学生です。」と犯人役学生に対する悪印象を払拭するような口調で事後情報（誤情報）を与えた。そして、目撃者の記憶がどのようなものを体験的に理解してもらう目的で、みなさんに目撃者になってもらったと話し、次の質問からなる想起用紙を配布し回答させた。①出来事を見ていたか、②出来事について憶えていることの再生、③犯人を見ていたか、④犯人の人物特徴に関する再生、⑤犯人の顔を写真から選ぶ自信があるか、⑥犯人だと思う写真の再認の6質問であり、いずれも4件法で回答させた。写真ラインナップは、全6名をすべて提示する同時呈示法を用いた。この中から犯人を選択する際、犯人と思う顔写真の番号を回答する以外に、「この中にいない」「分からない」も反応選択に加えておいた。1週間後の講義初めに、再度再生記入用紙を配布し、書記再生を実施し、さらに、1週間前とは異なる6枚の写真（図2）を用いて、人物識別を実施した。想起用紙の質問は、直後の質問に加え、①事件や犯人について思い出す経験頻度、②事件や犯人について他者に話した経験の2項目を加えておいた。

結果と考察

本論文では、質問事項の①から⑤及び、1週間後に加えた2つの質問に関する分析は行わず、写真ラインナップを用いた犯人識別結果についてのみ報告する。写真ラインナップを用いた選択結果を、直後識別と1週間後の識別について選択者度数を表1に示しておいた。この表1に関して、まず直後識別の結果と事後情報効果について分析する。次に、1週間後の識別結果について分析し、最後に、直後と1週間後の識別結果の差異について検討する。

表1 直後と1週間後の識別結果(人)

選 択	直 後	1週間後
いない	19	22
写真1	20	5
写真2	17	-
写真3	10	8
写真4	18	-
写真5	15	14
写真6	42	21
分からない	40	94
ヒット	-	16
合計	181	180*

*新たなラインナップ写真を選んだ1名を除く

なお、1週間後の写真番号は直後ラインナップにおける番号として表記してある。

(1) 直後識別について

直後識別において「分からない」と反応した実験参加者は40名(22.1%)であり、積極的な写真選別反応を示した実験参加者は141名であった。このうち、「この中にはいない」という正解を答えた実験参加者は19名(10.5%)であり、いずれかの写真を選択した実験参加者数は122名(67.4%)に上っている。これらの結果を、「分からない」と反応した実験参加者を除いて比率を再計算すると、「この中にはいない」が13.5%、いずれかの写真を選択した比率は86.5%となる。直後識別においては、犯人役学生写真を含めないターゲット不在ラインナップであったから、「この中にはいない」との反応が正解になる。全体的反応として、正反応率に比べて、誤反応率が極めて高いことに注意する必要がある。写真ラインナップを同時呈示法によって実施する場合には、ターゲットとなる犯人顔写真を提示しない場合の識別において、いずれかの写真を選択する誤反応が生ずることは他の研究においても確認されている(Malpass & Devine, 1981; Culter & Penrod, 1988; Lindsay & Wells, 1985; Dupuis & Lindsay, 2007)。現実の刑事事件においては、被疑者が特定されずに多くの写真を目撃者に提示する場合も少なくない(仲, 1996)。こうした場合に、提示された写真の中に犯人がいない場合であっても、いずれかの写真を目撃者が選択してしまい、こうして選択された人物が被疑者、被告人となり、裁判において有罪

の判決を受けることも十分考えておかななくてはならない。直後識別において、積極的に写真選択反応を示した中で86.5%もの実験参加者が犯人役学生写真ではなく、事件とは無関係の人物写真を選択したことは、こうした危険性が十分想定できるものであることを示している。

次に、86.5%の誤識別に関して、表1より6番写真の選択数が他の写真選択数の2倍以上に達しており、圧倒的に多いことが分かる。「この中にいない」と「分からない」を除き、6枚の写真についての選択度数に関して χ^2 検定を実施したところ各写真の選択度数に偏りが見られた($\chi^2(5) = 30.577, p < .01$)。多重比較の結果、6番写真の選択度数は、他のすべての写真選択度数よりも有意に高かった(標本効果量は0.500607, 標本検定力は0.1%水準で0.91956)。この結果から、本実験においては、6番写真の人物を犯人とする有意な誤反応が見られることが確認された。本実験においては、模擬犯罪場面の目撃場面の後、実験参加者に対して目撃証言を求める前に、本当の犯罪ではないことを説明する中で「犯人役を引き受けてくれた学生は、ポチャッとしていて、仲間から丸ちゃんと呼ばれるような良い学生です。」との事後情報(誤情報)を与えておいた。本実験の実験参加者とは別の実験参加者30名に対して、直後識別で用いた6枚の写真を提示し、この中で「ポチャッとしている顔として最も当てはまると思う写真は何番写真であるか」を選択させたところ、90%の実験参加者が6番写真を選択していた。この結果に基づいて、本実験においては先のような内容の事後情報を与えたのである。写真の選択度数において、6番写真の選択度数が他の写真の選択度数よりも有意に高く選択される偏向が生じていたのは、この事後情報を与えられたことに起因すると結論づけることができる。

(2) 1週間後の識別について

1週間後の識別において特徴的な結果は、「分からない」と反応した実験参加者数が94名(51.9%)に上ることである。半数を超える実験参加者は1週間の保持間隔で犯人に関する記憶の忘却が見られた。この写真ラインナップには犯人役学生写真(5番写真)を含めておいたが、この写真の選択数は16人(8.8%)であり、直後識別の正反応率(13.5%)よりやや減少している。直後ラインナップで用いられた顔写真とターゲットである犯人役学生写真の5枚に対する選択度数について χ^2 検定を実施したところ各写真の選択度数に偏りが見られた($\chi^2(4) = 12.718, p < .05$)。しかし、多重比較の結果、1番写真と6番写真間にのみ有意差が見られ、その他の写真間には有意差が見られなかった(標本効果量は0.4457788, 標本検定力は1%水準で0.6345417)。直後写真ラインナップを用いた識別において事後情報効果が見ら

れた6番写真に関しては、1週間後も相対的に最大の選択度数を示していたが、有意な差には至っていない。いずれかの写真を選択した実験参加者数は64名であり、写真が5枚であるから選択カテゴリに対する選択者数がかなり少ないので、有意差には至らなかったと考えられる。

(3) 直後識別と1週間後の識別

ここでは直後識別と1週間後の識別に関して、事後情報効果の持続という観点から分析する。そこで、直後識別において6番写真を選択した実験参加者の1週間後の反応、直後の正反応と1週間後のターゲット選択（正反応）について検討する。

直後識別において、事後情報効果によって6番写真を選択した実験参加者42名の1週間後の識別結果をみると、同一人物写真の選択頻度は19名(45.2%)であった。その他の選択は、「分からない」が12名(28.6%)、「この中にいない」4名(9.5%)、ヒット4名(9.5%)、その他写真の選択3名(7.1%)であった。これらの度数の出現頻度には偏りが見られ、た($\chi^2(4) = 23.0, p < .01$; 標本効果量は0.740)。この分析から、事件の目撃体験直後に与えられた事後情報の効果が1週間後も持続していた結果、再度6番写真を選択したと見なすこともできる。しかし、直後識別において選択した写真と同じ顔写真を選択しているとの解釈も同時に成り立ち、本実験の手続きにおいてはこれらを明確にすることはできない。

直後識別において「この中にはいない」と正しい選択を行った実験参加者は19名であったが、これらの実験参加者の中で、1週間後の識別においても正しく犯人役学生写真を選択した実験参加者はわずか1名であった。そして、1週間後の識別においても「この中にはいない」を選択した実験参加者は6名(31.6%)であった。この結果は、直後識別において「この中にいない」と正しい識別をしたことが、ターゲットである犯人役学生の顔を正確に記憶していたために正識別ができたわけではない可能性も示唆している。

1週間の遅延識別において、犯人役学生写真を選択した実験参加者は16名であった。これらの実験参加者の直後識別における写真選択結果を表2に示した。この表から、1週間後に正しい識別を行った実験参加者の直後識別傾向に何らかの特徴を見出すことはできない。ほとんどの実験参加者は犯人役学生とは異なる顔写真を選択しており、1週間後の正しい識別につながるような選択傾向は見いだせない。

表2 1週間後正識別を行った実験参加者の直後識別

選 択	人 数
いない	1

1	3
2	1
3	0
4	4
5	2
6	4
分からない	1

(4) 予期せぬハプニング

事後情報効果を検証するほとんどの実験においては、ビデオやスライドなどを視覚提示することで目撃体験を構成しようとする手続きに対して、本実験においては、目撃者である実験参加者が事件に臨場する手続きを採用し、より現実的な形で事件の目撃を体験することを考えた。この実験手続きの過程で次のような予期せぬハプニングが生じた。犯人役学生が実験者の鞆を盗んで教室外に逃走した直後、講義を受けていた（目撃者）一人の男子学生が、実験者が追いかけるより先に、犯人役学生の後を全速力で追いかけて教室を飛びだした。そして、棟の出口付近で、走って逃げる犯人役学生の両足にタックルして倒し、「ドロボー！警察、警察！」と叫んだのである。驚ろいた事務職員やたまたま居あわせた学生達が周囲を取りまいた。その直後に実験者が追いつき、タックルした男子学生に対して「これは本当の事件ではなく、模擬的に事件を目撃してもらった実験だから、手を話さない。」と話した。しかし、この学生はかなり興奮し、腕の脱力ができず、犯人役学生の手から手を放すことができなかった。そこで、実験者が指を1本1本ゆっくりと開いて両手を放させることができた。それでも、この学生は何が起こったのか理解ができないようであった。実験者は、放心状態の学生を立ちあがらせ、抱きかかえて教室に戻らせたのである。事件に臨場させる目的で行った模擬犯罪であったが、演技がうまくいきすぎたのか、迫真的だったのかは分からないが、少なくとも、本実験における模擬犯罪は、本物と見間違わせるほどの本物らしさを備えていたようである。また、学生を連れて教室に戻ると、教室はかなり騒然としており、多くの学生たちが立ち上がって犯人や実験者が飛び出した教室前の入り口付近を注目していた。実際には、学生達のこの興奮状態をなだめて、本当の犯罪ではなく模擬犯罪であることをゆっくりと説明し、犯人役も本当の犯罪者ではないことを伝えて、教室を落ち着かせる必要があった。犯人識別などの実験手続きは、こうして教室全体の興奮を鎮静化

させた後に実施した。

ところで注目すべき反応は、犯人役学生にタックルし、まさに逮捕した学生の識別である。この男子学生は、直後識別においては1番を選択し、1週間後の識別においては正しく犯人役学生写真を選択した。直後識別において、多くの実験参加者が示した事後情報効果は見られなかった。この結果の解釈はかなり困難であるが、少なくとも、犯人逮捕を行った最重要証人と見なすことができる実験参加者の識別もまた誤っていたのである。直後識別における誤反応は、この学生が犯人役学生を逮捕することに集中しており、顔を見る以上に捕まえることに注意を向けていた結果として、直後識別においては正しい判断ができなかった可能性を指摘することができる。しかし、1週間後に犯人役学生の写真を正しく識別できたことによって、このような解釈では説明できない事態が発生した。写真ラインナップの同時提示法においては、相対的判断を行うことが知られており、1番の顔写真が相対的に犯人役学生の顔と主観的に類似している可能性も考えられるが、本実験ではその測定を行っていないので、可能性の指摘にとどまる。

まとめ

本実験は、模擬犯罪場面を用いて事後情報効果を検証することを目的としていたが、目撃直後の識別において事後情報効果が明確に示された。しかし、1週間後の遅延識別における犯人識別結果から、事後情報効果が持続していたか否かに関しては明確な結果は得られなかった。事後情報効果をより明確に検証するには、直後識別においても犯人役学生写真を含めた写真ラインナップを用いた犯人識別手続きを実施して、本実験結果と比較する必要がある。

目撃者が犯罪場面に臨場することの効果に関しては、直接検証することはできなかった。しかし、予想外のハプニングにおいて紹介したように、目撃者（実験参加者）を犯罪場面に臨場させる実験条件を設定した場合、今回のような事態が起こることは十分予想されることである。本実験においては、幸運にも犯人役学生、タックルして犯人役学生を逮捕した学生の双方に怪我もなかったが、重大な事態を招きかねない手続きであった。事件のリアリティは、目撃証言研究にとって重要な要因になりうると思うが、実施に関しては安全性や実験事後的なケアも含めて十分配慮する必要がある。

文献

- Culter,B.L., & Penrod,S.D.(1988) Improving the reliability of eyewitness identification; Lineup construction and presentation. *Journal of Applied Psychology*,73,281-290.
- Dupuis,P.R., & Lindsay,R.C.L.(2007) Radical alternatives to traditional lineups. In Lindsay,R.C.L.,Ross,D.F.,Don Read,J., & Toglia,P.(eds) *The Handbook of Eyewitness Psychology. Volume II Memory for people*.179-200.LEA.
- Dysart,J.E., & Lindsay,R.C.L.(2007) Show-up identifications:Suggestive technique or reliable method? In Lindsay,R.C.L.,Ross,D.F.,Don Read,J., & Toglia, P.(eds) *The Handbook of Eyewitness Psychology. Volume II Memory for people*.137-154.LEA.
- 法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会編（2005）『目撃供述・識別手続に関するガイドライン』. 現代人文社.
- Lindsay,R.C.L., & Wells,G.,(1985) Improving eyewitness identification from lineups:Simultaneous versus sequential lineup presentations. *Journal of Applied Psychology*,70,556-564.
- Loftus,E.(1979) *Eyewitness Testimony*. Harvard Univesity Press. (西本武彦訳 『目撃者の証言』(1987) 誠信書房)
- Loftus,E.(1991) *Witness for the defense:The accused,the eyewitness, and the expert who puts memory on traial*.(巖島行雄訳 『目撃証言』(2000) 岩波書店)
- Malpass,R.S., & Devine,P.G.(1981) Eyewitness identification:Lineup instructions and the absence of the offender. *Journal of Applied Psychology*,66,482-489.
- 仲真紀子(1996) 客の顔の記憶—問屋業店員の証言. 『現代のエスプリ』. 至文堂, 350,156-162.